

車両状況照会機能の拡充に要する初期費用に 特定再資源化預託金等を充てることについて

1. 根拠法令

使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充てることができる。

2. 初期費用に特定再資源化預託金等を充てることについて

平成19年9月開催の第21回資金管理業務諮問委員会において、資金管理法人が実施する自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能の拡充に要する初期費用(以下「初期費用」という。)について、特定再資源化預託金等を充てることが審議・承認された。

平成19年11月に初期費用が397,134千円と確定したことから、資金管理法人は、特定再資源化預託金等のうち397,134千円をこの初期費用に充てることについて、平成19年12月における第22回資金管理業務諮問委員会の審議・承認、評議員会の同意及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に承認申請を行う。

3. 特定再資源化預託金等の残高

初期費用の原資となる特定再資源化預託金等の平成19年11月末における残高は、2,260,430千円である(別紙参照)。

以上